

## 特別児童扶養手当についてのお知らせ

### ■特別児童扶養手当はどのような制度ですか

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

### ■どのような方が手当を受けられるのですか

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方で、県が認定した方にこの手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは手当は支給されません。

- (1) 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- (2) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

### ■手当の額はどのくらいでしょうか

手当月額は次のとおりです。

○重度障害児の場合 1人につき52,500円

○中度障害児の場合 1人につき34,970円

※受給資格者および配偶者、扶養義務者の所得額によって支給の制限があり、限度額以上であるときは手当は支給されません。

### ■手当の支払い方法はどのようになっていますか

手当は県の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日。11日が土日祝日の場合はその前日）の3回、支払月の前月までの分（11月は8月から11月分）が指定金融機関への口座振込により支払われます。

### ■手続きはどのようにしたらよいのですか

住所地の市町村に次の書類を添えて申請手続きを行ってください。

- (1) 請求者と児童の戸籍謄本（外国人の方は受給資格などに係る事実がわかるもの）
- (2) 児童の障害程度についての、所定の診断書  
（身体障害者手帳または愛護手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
- (3) その他必要書類

※詳細につきましては、担当までお問合せください。

【お問合せ】 福祉健康課 介護・福祉係 担当：和田

## イベント情報!! 第46回大間高祭



テーマ：FLICK the FLINT ～宇宙を築く創造の力～

日時：令和2年7月11日(土)

午前10時～午後2時（模擬店は午前11時～）

場所：青森県立大間高等学校

※学校敷地内は禁煙となっています。

※生徒玄関からお入りください。

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。また、発熱など体調不良の場合、ご来場をご遠慮願います。

※新型コロナウイルス感染症の対策を考慮し、ご来場はむつ下北地区にお住まいの方に限らせていただきます。